伊賀市告示第259号

伊賀市障がい者等介護用品購入費助成事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和８年９月１日

伊賀市長　稲　森　稔　尚

伊賀市障がい者等介護用品購入費助成事業実施要綱の一部を改正する告示

伊賀市障がい者等介護用品購入費助成事業実施要綱（平成21年伊賀市告示第67号）の一部を次のように改正する。

題名中「助成事業実施」を「助成金交付」に改める。

第１条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「、心身に障がいを有する者（以下「障がい者等」という。）について」を削り、「の購入費の一部を助成することにより、障がい者等」を「を使用している心身に障がいを有する者（以下この条において「障がい者等」という。）」に改め、「目的」の次に「として交付する伊賀市障がい者等介護用品購入費助成金（以下「助成金」という。）について、伊賀市補助金等交付規則（平成16年伊賀市規則第76号。以下「規則」という。）第25条から第27条までの規定に基づき、必要な事項を定めるもの」を加える。

第２条の見出しを「（交付の対象となる者）」に改め、同条中「この事業の対象となる障がい者等」を「助成金の交付の対象となる者」に改め、「在宅者」の次に「であって、かつ、助成金の受給資格の認定を受けた者」を加え、同条第１号から第３号までの規定中「失禁があり」を削り、同条第４号中「その他医師意見書により」を「前３号に掲げる者のほか、医師意見書により、失禁があり」に改める。

第３条の見出し中「認定」を「申請及び認定」に改め、同条第１項を削り、同条第２項中「障がい者等は、助成を受けようとするとき」を「前条の規定による受給資格の認定を受けようとする者」に改め、「、その受給資格の認定を受け」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、対象者が自ら申請することができないときは、家族等（対象者の配偶者、子、父母、祖父母、兄弟姉妹、成年後見人、保佐人、補助人その他市長が特に認める

者をいう。以下同じ。）により申請することができる。

第３条第２項を同条第１項とし、同条第３項中「前項の」の次に「規定による申請があったときは、その内容を審査し、受有資格の」を加え、「同項の」を「当該」に、「申請者」を「当該申請をした者」に改め、同項を同条第２項とする。

第４条第１項中「前条の規定により受給資格の認定を受けた者（以下「受給者」という。）」を「対象者」に、「当該」を「助成金の」に改め、同項第３号中「同条第 17 項」を「同条第 18 項」に改め、同項第９号中「その他市長」を「前各号に掲げるもののほか、市長」に改め、同条第２項中「受給者」を「対象者」に改め、同条第３項中「より」の次に「、当該届出をした者に」を加える。

第５条の見出しを「（交付の対象となる経費及び助成金の額）」に改め、同条第１項中「助成」を「助成金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）」に、「第３条第３項」を「第３条第２項」に改め、「の属する月」を削り、「その前月）まで行うもの」を「その日の属する月の前月の末日）までに介護用品の購入に要した経費」に改め、同条第２項中「助成」を「助成金」に、「受給者」を「対象者」に、「当該介護用品の購入（認定日以後の購入に限る。）に要した費用」を「対象経費」に改め、「とし、１月当たり 4,500 円を限度」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、１月当たり 4,500 円を限度とする。

第６条の見出しを「（助成金の交付の申請書の様式等）」に改め、同条第１項を次のように改める。

助成金に係る規則第４条第１項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず、伊賀市障がい者等介護用品購入費助成申請書兼請求書（様式第５号）により行うものとする。この場合において、対象者が自ら申請することができないときは、当該対象者が使用する介護用品の費用を負担した家族等により申請することができる。

第６条第２項中「助成」を「助成金の交付」に改め、同条第３項を削る。

第９条の見出しを「（補則）」に改め、同条を第 12 条とする。

第８条中「ときは」の次に「、規則第 19 条の規定にかかわらず」を加え、同条を第 10 条とし、同条の次に次の１条を加える。

（助成金の終期）

第 11 条　助成金の交付は、特別の事情がない限り、令和 10 年度までとする。

第７条の見出し中「助成」を「助成金の交付」に改め、同条第１項及び第２項中「受

給者」を「対象者」に、「助成」を「助成金の交付」に改め、同条を第９条とし、第６条の次に次の２条を加える。

（助成金の交付の決定及び交付額の確定等）

第７条　市長は、規則第５条第１項の規定により助成金の交付の決定をするときは、併せて助成金の額の確定を行うものとする。この場合において、規則第12条から第14条までの規定は、適用しない。

（助成金の交付）

第８条　規則第 16 条第１項の規定による助成金の交付は、当該申請をした者が指定する金融機関口座への振込みにより行うものととする。

２　市長は、前項の規定による助成金の交付をもって、当該申請をした者に対する助成金の交付の決定及び助成金の額の確定の通知に代えることができる。

様式第５号中「伊賀市障がい者等介護用品購入費助成申請書」を「伊賀市障がい者等介護用品購入費助成申請書兼請求書」に、「認定対象者」を「対象者」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和８年９月１日から施行し、改正後の伊賀市障がい者等介護用品購入費助成金交付要綱の規定は、令和８年度分の助成金から適用する。

（経過措置）

２　この告示の施行の際この告示による改正前の様式第５号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

伊賀市告示第260号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定め、令和８年９月１日から施行する。

令和８年９月１日

伊賀市長　稲　森　稔　尚

記

１　指定する道路の路線名及び区間

整理番号	路線名	区間
その他20397	新堂上友田線	起点　伊賀市新堂字平之谷1688番５地先 終点　伊賀市新堂字雀ガ1610番地先
その他40712	上友田新堂線	起点　伊賀市中友田字吉谷1706番地 終点　伊賀市下友田字中佐賀田865番３地先

２　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

⑴　走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

⑵　後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23

メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

⑶　道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

伊賀市告示第261号

伊賀市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和８年９月11日

伊賀市長　稲　森　稔　尚

伊賀市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する告示

伊賀市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱（平成18年伊賀市告示第45号）の一部を次のように改正する。

第１条中「かつ生活」を「かつ、生活」に改め、「(以下「訓練促進給付金」という。)」及び「(以下「修了支援給付金」という。)」を削り、「により」の次に「、また、高等職業訓練促進給付金の受給中に児童が20歳に到達した場合に引き続き高等職業訓練促進継続給付金を支給するとともに、養成機関への入学時における負担を考慮し、高等職業訓練修了支援特別給付金を修了後に支給することにより」を加える。

第２条を次のように改める。

（給付金の種類）

第２条　給付金の種類は、次に掲げるとおりとする。

⑴　高等職業訓練促進給付金（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第31条第２号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金及び法第31条の10において準用する法第31条第２号に規定する父子家庭高等職業訓練促進給付金をいう。以下「訓練促進給付金」という。）

⑵　高等職業訓練修了支援給付金（法第31条第３号に規定する政令で定める母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び父子家庭高等職業訓練修了支援給付金をいう。以下「修了支援給付金」という。）

⑶　高等職業訓練促進継続給付金（訓練促進給付金を受給中に児童が20歳に到達後も引き続き支給する給付金をいう。以下「訓練促進継続給付金」という。）

⑷　高等職業訓練修了支援特別給付金（訓練促進継続給付金を受給した者が養成機関を修了する際に支給する給付金をいう。以下「修了支援特別給付金」という。）

第３条第１項中「満たし、支給対象として市長が定める資格（以下「対象資格」という。）を取得するために修業している者に支給」を「満たす市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父（法第６条第１項又は第２項に定める配偶者のない者で、現に児童（20歳に満たないものをいう。以下同じ。）を扶養しているものをいう。）と」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、父子家庭の父については、平成25年４月１日以降に修業を開始したものに限る。

第３条第１項中第１号を削り、第２号を第１号とし、同項第３号中「養成機関」を「市長が定める資格（以下「対象資格」という。）を取得するため、養成機関」に改め、同号を同項第２号とし、同項第４号を同項第３号とし、同条第２項を次のように改める。

２　訓練促進継続給付金の支給の対象となる者（以下「訓練促進継続給付金対象者」という。）及び修了支援特別給付金の支給の対象となる者（以下「修了支援特別給付金対象者」という。）は、市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父（法第６条第１項又は第２項に定める配偶者のない者で、民法（明治29年法律第89号）第877条の規定により、現に20歳以上の子その他これに準ずる者（当該配偶者のない者より年下の扶養親族（孫、ひ孫、弟、妹等）を指す。）（以下これらを単に「子」という。）を扶養しているものをいう。）であって、養成機関において修業を開始し、子が20歳に到達した日以後及び修了日において、次の要件の全てを満たす者とする。

⑴　母子家庭の母又は父子家庭の父（法第６条第１項又は第２項に定める配偶者のない者で、現に児童を扶養しているものをいう。以下この号において同じ。）として訓練促進給付金を受給しながら養成機関において修業していた者であって、子の20歳到達後も引き続き養成機関において修業し、子を扶養していること。ただし、修了支援特別給付金については、修業開始日時点において、母子家庭の母又は父子家庭の父であること。

⑵　児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること。（児童扶養手当法施行令第６条の７の規定は、適用しない。）ただし、その者の所得が児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準を超えた場合であっても、その後１年間に限り、引き続き対象者とする。

⑶　対象資格を取得するため、訓練促進給付金の受給時から引き続き同一の養成機関において６月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者等であるこ

と。

⑷　就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者であること。

第５条第１項中「(以下「支給対象期間」という。)」を削り、同項ただし書中「第３条第２項ただし書に規定する場合においては、通算 48 月」を「訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き看護師の資格を取得するために養成機関で修業する場合は、通算 60 月」に改め、同条第２項中「以降の各月において支給するものとする」を「から始め、支給すべき事由が消滅する日の前日の属する月で終わる」に改め、同条第４項ただし書中「第３条第２項ただし書に規定する場合において」を「訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き看護師の資格を取得するために養成機関で修業する場合」に改め、同項を同条第６項とし、同条第３項中「訓練促進給付金」の次に「及び訓練促進継続給付金」を加え、同項を同条第５項とし、同条第２項の次に次の２項を加える。

３　訓練促進継続給付金の支給の対象となる期間は、訓練促進継続給付金対象者の修業開始日から修了日までの期間に相当する期間（上限 48 月）から訓練促進給付金の支給期間を差し引いた期間とする。ただし、訓練促進給付金又は訓練促進継続給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き看護師の資格を取得するために養成機関で修業する場合は、訓練促進給付金の支給の対象となる期間と通算して 60 月を上限とする。(令和７年度以前に修業を開始し、令和８年４月１日時点で修業中の者についても、訓練促進給付金の支給期間と通算して 60 月を上限として支給することができる。)

４　訓練促進継続給付金は、月を単位として支給するものとし、原則として申請のあった日の属する月から始め、支給すべき事由が消滅する日の前日の属する月で終わる。

第５条に次の１項を加える。

７　修了支援特別給付金の支給は、修了日を経過した日以後に支給するものとする。ただし、訓練促進給付金又は訓練促進継続給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き看護師の資格を取得するために養成機関で修業する場合は、原則として看護師養成機関の修了日を経過した日以降に支給する。

第６条第１項各号列記以外の部分中「訓練促進給付金」の次に「及び訓練促進継続給付金」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、原則として、同一の者には支給しない。

第６条第１項第１号中「訓練促進給付金対象者及び」を「訓練促進給付金対象者又は訓

練促進継続給付金対象者及び」に、「当該訓練促進給付金対象者」を「当該対象者」に改め、「(明治 29 年法律第 89 号)」を削り、「訓練促進給付金の支給を」を「訓練促進給付金又は訓練促進継続給付金の支給を」に、「当該訓練促進給付金の」を「当該給付金の」に改め、「12 月」の次に「(その期間が 12 月未満であるときは、当該期間)」を加え、同条第２項各号列記以外の部分中「修了支援給付金」の次に「及び修了支援特別給付金」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、原則として、同一の者には支給しない。

第６条第２項第１号中「及び当該終了支援給付金対象者」を「又は修了支援特別給付金対象者及び当該対象者」に改める。

第７条第１項中「訓練促進給付金又は修了支援給付金（以下「訓練促進給付金等」という。)」を「第２条に規定する給付金（以下「給付金等」という。)」に改める。

第８条第１項中「訓練促進給付金等の」を「給付金等の」に改め、同条第２項中「以後に」の次に「、訓練促進継続給付金については訓練促進給付金の支給が終了した月の翌月以後に」を、「修了支援給付金」の次に「及び修了支援特別給付金」を加え、同条第３項各号列記以外の部分中「訓練促進給付金」の次に「及び訓練促進継続給付金」を加え、同項第１号から第３号までの規定中「当該訓練促進給付金対象者」を「当該対象者」に改め、同条第４項各号列記以外の部分中「修了支援給付金」の次に「及び修了支援特別給付金」を加え、同項第１号から第４号までの規定中「当該修了支援給付金対象者」を「当該対象者」に改める。

第９条第１項中「訓練促進給付金等の」を「給付金等の」に改める。

第 10 条第１項中「訓練促進給付金の」を「訓練促進給付金及び訓練促進継続給付金の」に、「訓練促進給付金対象者」を「対象者」に、「高等職業訓練促進給付金出席状況報告書」を「高等職業訓練促進給付金等出席状況報告書」に改める。

様式第１号中「高等職業訓練修了支援給付金」を「高等職業訓練促進継続給付金・高等職業訓練修了支援給付金・高等職業訓練修了支援特別給付金」に改める。

様式第２号中「及び高等職業訓練修了支援給付金」を「、高等職業訓練促進継続給付金、高等職業訓練修了支援給付金又は高等職業訓練修了支援特別給付金」に改める。

様式第３号中「小切手、」を削る。

様式第４号中「訓練促進給付金　金　　円
修了支援給付金　金　　円」を

「訓練促進（継続）給付金　金　　円
修了支援（特別）給付金　金　　円」に改める。

「作業療法士　・　理学療法士　・　歯科衛生士
様式第５号中　美容師　・　社会福祉士　・　製菓衛生師　・　調理師　を
その他（　　）」
「作業療法士　・　その他（　　）」に改める。

様式第６号中「高等職業訓練促進給付金出席状況報告書」を「高等職業訓練促進給付金等出席状況報告書」に改める。

附　則

この告示は、令和８年９月 11 日から施行し、改正後の伊賀市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の規定は、令和８年４月１日から適用する。

伊賀市告示第262号

伊賀市地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和８年９月16日

伊賀市長　稲　森　稔　尚

伊賀市地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する告示

伊賀市地域総合整備資金貸付要綱（平成17年伊賀市告示第25号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項第２号本文中「３人」を「１人」に改め、同号ただし書を削り、同条第２項中「、、原則」を「、原則」に改め、同条に次の１項を加える。

３　第１項第２号の規定にかかわらず、設備を更新する事業であって、地域の産業、雇用政策等への寄与が大きいと市長が認める場合は、当該事業により雇用が維持される人数を新たな雇用の人数とみなすことができる。

第５条第１項中「20億円」を「25億円」に改め、同条第５項中「20億円」を「25億円」に、「25億円」を「31億2,500万円」に改め、同条第６項及び第７項中「20億円」を「25億円」に、「30億円」を「38億円」に改め、同条第８項中「地域脱炭素化促進事業及び支援対象事業活動」を「次に掲げる事業」に、「20億円」を「25億円」に、「30億円」を「38億円」に改め、同項に次の各号を加える。

⑴　市が認定する地域脱炭素化促進事業

⑵　株式会社脱炭素化支援機構が出資等を行う民間事業

⑶　国が認める地域脱炭素推進交付金事業のうち、脱炭素先行地域づくり事業、重点対策加速化事業又は民間裨益型マイクログリッド等事業

第７条中「４年」を「５年」に改める。

第８条に次の１項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、民間金融機関等からの借入金との関係において合理的な理由があり、市長が必要と認める場合は、貸付けの日から30年（５年以内の据置期間を含む。）以内で償還期間を延長することができる。

附則第３項中「20億円」を「25億円」に、「24億円」を「30億円」に、「25億円」を「31

億2,500万円」に、「30億円」を「37億5,000万円」に改める。

附　則

この告示は、令和８年９月16日から施行し、この告示による改正後の伊賀市地域総合整備資金貸付要綱の規定は、令和８年度の貸付分から適用する。

伊賀市告示第263号

市営住宅内における漏水に伴う水道料金等の負担に関する要綱を次のように定める。

令和８年９月24日

伊賀市長　稲　森　稔　尚

市営住宅内における漏水に伴う水道料金等の負担に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、市営住宅（伊賀市営住宅管理条例（平成16年伊賀市条例第206号）に定義する市営住宅をいう。以下同じ。）内において、市の管理する施設からの漏水（以下「漏水」という。）が発生した場合の水道料金及び下水道使用料（以下「水道料金等」という。）の負担に関し、必要な事項を定めるものとする。

（適用範囲）

第２条　この要綱は、市営住宅内で漏水事象が発生した場合に適用する。ただし、当該漏水事象が入居者の責に帰すべき事由による場合は、この限りでない。

（負担の原則）

第３条　漏水に係る水道料金等の負担については、水道料金にあっては伊賀市水道料金の軽減又は免除取扱要綱（平成26年伊賀市水道告示第１号。以下「減免要綱」という。）に基づく減免、下水道使用料にあっては伊賀市下水道条例施行規程（平成29年伊賀市上下水道事業管理規程第６号。以下「規程」という。）第17条の規定に基づく減免の適用の有無に応じ、次条及び第５条の定めるところにより、入居者及び市がそれぞれ負担するものとする。

（水道料金の負担）

第４条　漏水に係る水道料金の負担は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

⑴　入居者の負担　基準水量（減免要綱第３条第４項に規定する基準水量をいう。）に相当する料金

⑵　市の負担　次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア　減免要綱に基づき水道料金の減免が適用される場合　減免要綱の規定を適用して

算定された水道料金の請求総額から前号に規定する入居者の負担額を控除した額

イ　減免要綱に基づき水道料金の減免が適用されない場合　当該漏水が発生した期間に係る水道料金の額から前号に規定する入居者の負担額を控除した額

（下水道使用料の負担）

第５条　公共下水道区域内における漏水に係る下水道使用料の負担は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

⑴　入居者の負担　基準水量（規程第17条第４項に規定する基準水量をいう。）に相当する料金

⑵　市の負担　次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア　規程第17条の規定に基づき下水道使用料の減免が適用される場合　負担なし

イ　規程第 17 条の規定に基づき下水道使用料の減免が適用されない場合　当該漏水が発生した期間に係る下水道使用料の額から前号に規定する入居者の負担額を控除した額

（補則）

第６条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、令和８年９月24日から施行し、令和８年９月１日以後に支払期日が到来する水道料金等について適用する。

伊賀市告示第264号

伊賀市行政情報番組市民スタッフ設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和８年９月24日

伊賀市長　稲　森　稔　尚

伊賀市行政情報番組市民スタッフ設置要綱の一部を改正する告示

伊賀市行政情報番組市民スタッフ設置要綱（平成29年伊賀市告示第43号）を次のように改正する。

第６条を次のように改める。

（謝礼等）

第６条　市民スタッフの謝礼及び費用弁償については、予算の範囲内において支払うものとする。

附　則

この告示は、令和８年９月24日から施行し、改正後の伊賀市行政情報番組市民スタッフ設置要綱の規定は、令和８年８月１日から適用する。

伊賀市告示第265号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第29条第１項に規定する特定地域型保育事業者として次の事業を行う者であることの確認をしたので、同法第53条の規定により告示する。

令和８年９月25日

伊賀市長　稲　森　稔　尚

１　確認の年月日

令和８年９月15日

２　確認を行った特定地域型保育事業者等

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類
ロート製薬株式会社	さくらんぼハウス保育園	伊賀市ゆめが丘７丁目３番	事業所内保育事業

伊賀市告示第266号

伊賀市保育所等副食費無償化事業実施要綱及び伊賀市保育所等副食費無償化事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和８年９月30日

伊賀市長　稲　森　稔　尚

伊賀市保育所等副食費無償化事業実施要綱及び伊賀市保育所等副食費無償化事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

（伊賀市保育所等副食費無償化事業実施要綱の一部改正）

第１条　伊賀市保育所等副食費無償化事業実施要綱（令和６年伊賀市告示第 72 号）の一部を次のように改正する。

題名中「副食費」を「給食費」に改める。

第１条中「副食費」を「給食費」に改める。

第２条第５号中「副食費　」の次に「給食費のうち主食に係る費用以外の費用であって、」を加え、同号を同条第６号とし、同条第４号の次に次の１号を加える。

⑸　主食費　給食費のうち主食に係る費用をいう。

第４条の見出し中「副食費」を「給食費」に改め、同条第１項本文中「副食費」を「給食費」に改め、同項ただし書中「ただし、」の次に「主食費は児童１人につき１月当たり 1,000 円を、副食費は」を加え、「副食費の」を削り、同条第２項中「副食費」を「給食費」に改める。

（伊賀市保育所等副食費無償化事業補助金交付要綱の一部改正）

第２条　伊賀市保育所等副食費無償化事業補助金交付要綱（令和６年伊賀市告示第 73 号）の一部を次のように改正する。

題名中「副食費」を「給食費」に改める。

第１条、第４条及び第５条中「副食費」を「給食費」に改める。

第６条中「とし、」を「とする。ただし、主食費は児童１人につき１月当たり 1,000 円を、副食費は」に改め、「副食費の」を削る。

第７条中「伊賀市保育所等副食費無償化事業補助金交付申請書」を「伊賀市保育所等

給食費無償化事業補助金交付申請書」に改め、同条第１号中「副食費」を「主食費及び副食費」に改める。

第８条第１項中「伊賀市保育所等副食費無償化事業補助金交付決定通知書」を「伊賀市保育所等給食費無償化事業補助金交付決定通知書」に改め、同条第２項中「副食費」を「主食費及び副食費」に改め、同条第３項中「伊賀市保育所等副食費無償化事業補助金交付決定兼確定通知書」を「伊賀市保育所等給食費無償化事業補助金交付決定兼確定通知書」に改める。

第 10 条中「伊賀市保育所等副食費無償化事業補助金実績報告書」を「伊賀市保育所等給食費無償化事業補助金実績報告書」に、「副食費が」を「主食費及び副食費が」に改める。

第 11 条中「伊賀市保育所等副食費無償化事業補助金交付確定通知書」を「伊賀市保育所等給食費無償化事業補助金交付確定通知書」に改める。

様式第１号から様式第５号までを次のように改める。

【様式第１号】

【様式第２号】

【様式第３号】

【様式第４号】

【様式第５号】

附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和８年 10 月１日から施行する。

（伊賀市保育所等副食費無償化事業補助金交付要綱の一部改正に伴う経過措置）

２　この告示の施行の際この告示による改正前の様式第１号及び様式第４号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

伊賀市告示第267号

伊賀市庁舎等における通話録音装置等の管理及び運用に関する要綱を次のように定める。

令和８年９月30日

伊賀市長　稲　森　稔　尚

伊賀市庁舎等における通話録音装置等の管理及び運用に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、市民サービスの質の向上及び業務の公正かつ適正な執行を確保するとともに、職員に対する不当な要求行為等を防止し、及び抑制し、職員が安全に安心して職務に従事できる環境を確保することを目的として庁舎等に設置する通話録音装置及び通話記録の管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　庁舎等　伊賀市庁舎管理規則（平成16年伊賀市規則第10号。以下「規則」という。）第２条第１号に規定する庁舎等をいう。

⑵　通話録音装置　電話機での通話内容を自動又は手動で録音し、音声データとして記録する装置をいう。

⑶　通話記録　通話録音装置により録音され、電磁的記録媒体又はクラウドサーバーに記録された音声データをいう。

⑷　電磁的記録媒体　電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を保存するための媒体をいう。

⑸　クラウドサーバー　通話記録を一時保存するクラウド上のサーバーをいう。

（設置の周知等）

第３条　市長は、通話録音装置を設置したときは、その設置及び利用目的その他必要な事項を、市ホームページへの掲載等の方法により、市民等に周知するものとする。

（管理体制）

第４条　通話録音装置及び通話記録の適正な管理及び運用を図るため、通話録音装置管理責任者（以下「管理責任者」という。）及び通話録音装置管理取扱者（以下「管理取扱者」という。）を置く。

２　管理責任者は、総務部人事課長をもって充てる。

３　管理責任者は、通話録音装置及び通話記録の管理及び運用を総括する。

４　管理取扱者は、市長が別に定める場合のほか、通話録音装置が設置されている所管課等の長をもって充てる。ただし、本庁舎（規則第２条第２号に規定する本庁舎をいう。）に設置される通話録音装置の管理取扱者は、財務部管財課長とする。

５　管理取扱者は、通話録音装置の設置及び保守並びに通話記録の管理及び再生等の処理を行う。

６　管理取扱者は、通話記録の漏えい、滅失又は毀損の防止その他当該通話記録の適正な管理のために必要な措置を講じるものとする。

（通話記録の保存期間）

第５条　通話記録の保存期間は、当該記録を保存する電磁的記録媒体又はクラウドサーバーの記録容量の範囲で通話録音装置により自動更新されるまでとする。ただし、管理責任者が必要と認める場合は、この限りでない。

（通話記録の取扱い）

第６条　管理責任者及び管理取扱者は、通話記録の取扱いについて、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

⑴　通話記録は、録音された状態のまま保存し、編集、改変等を行わないこと。

⑵　通話記録は、原則として複製しないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア　不当な要求行為等への対応その他第１条の目的を達成するために特に必要があると管理責任者が認める場合

イ　法令に基づく開示請求があった場合

２　管理取扱者は、通話記録の再生等の処理を行うときは、当該処理が次条の規定に違反しないことについて、あらかじめ管理責任者の確認を受けなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

３　管理取扱者は、通話記録の再生等の処理を行ったときは、当該処理の内容を記録しなければならない。この場合において、当該処理が前項ただし書の規定により行われたも

のであるときは、その旨も記録しなければならない。

（通話記録の利用及び提供の制限）

第７条　通話記録は、第１条に規定する目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

⑴　法令に基づく場合

⑵　通話の相手方本人の同意がある場合

⑶　犯罪の捜査のため捜査機関から法律に基づく照会があり、提供する必要があると認められる場合

⑷　個人の生命、身体又は財産の保護のために緊急かつやむを得ないと認められる場合

⑸　前各号に掲げるもののほか、市長が公益上特に必要と認める場合

（守秘義務）

第８条　管理責任者、管理取扱者その他職務上通話記録の内容を知り得た者は、その内容をみだりに第三者に漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（補則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、通話録音装置等の管理及び運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、令和８年10月１日から施行する。